

モータースポーツ専門部会規定

※下線部分：変更箇所

改正	現行
<p>第1条 目的 (略)</p> <p>第2条 専門部会の設置</p> <p>前条の目的のため、下記の専門部会を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 登録部会 2. 安全部会 3. メディカル部会 4. 技術部会 5. マニファクチャラーズ部会 6. レース部会 7. ラリー部会 8. スピード競技ターマック部会 9. スピード競技ダート部会 10. カート部会 11. <u>E</u>スポーツ部会 12. <u>競技運転者（ドライバーズ）部会</u> <p>第3条 任務</p> <p>専門部会は、それぞれの専門部会ごとに掲げる下記事項につき、J A F会長の諮問に応じて意見を具申することを任務とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ～10. (略) 11. <u>E</u>スポーツ部会 <u>E</u>スポーツに関する下記事項 1) ～ 5) (略) 12. <u>競技運転者（ドライバーズ）部会</u> 1) <u>競技環境の調査および研究</u> 2) <u>モラルの向上啓発策に関する調査および研究</u> 	<p>第1条 目的 (略)</p> <p>第2条 専門部会の設置</p> <p>前条の目的のため、下記の専門部会を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 登録部会 2. 安全部会 3. メディカル部会 4. 技術部会 5. マニファクチャラーズ部会 6. レース部会 7. ラリー部会 8. スピード競技ターマック部会 9. スピード競技ダート部会 10. カート部会 11. <u>e</u>スポーツ部会 <p>第3条 任務</p> <p>専門部会は、それぞれの専門部会ごとに掲げる下記事項につき、J A F会長の諮問に応じて意見を具申することを任務とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ～10. (略) 11. <u>e</u>スポーツ部会 <u>e</u>スポーツに関する下記事項 1) ～ 5) (略)

モータースポーツ専門部会規定

※下線部分：変更箇所

3) アンチ・ドーピングの啓発活動

4) 競技運転者育成教育プログラムの調査および研究

第4条 構成

1. 専門部会の委員の定員は、下記の通りとし、それぞれの専門部会に部長および2名以内の副部長を置く。

登録部会：11名以内

安全部会：7名以内

メディカル部会：7名以内

技術部会：9名以内

マニュファクチャラーズ部会：11名以内

レース部会：11名以内

ラリー部会：11名以内

スピード競技ターマック部会：11名以内

スピード競技ダート部会：11名以内

カート部会：11名以内

Eスポーツ部会：7名以内

競技運転者（ドライバーズ）部会：7名以内

第5条～第8条 （略）

第9条 施行、改定等

1. 本規定は、2025年1月1日より施行する。

2. 本規定の改定は、JAF理事会の議決による。

第4条 構成

1. 専門部会の委員の定員は、下記の通りとし、それぞれの専門部会に部長および2名以内の副部長を置く。

登録部会：9名以内

安全部会：7名以内

メディカル部会：7名以内

技術部会：9名以内

マニュファクチャラーズ部会：11名以内

レース部会：11名以内

ラリー部会：9名以内

スピード競技ターマック部会：9名以内

スピード競技ダート部会：9名以内

カート部会：11名以内

eスポーツ部会：7名以内

第5条～第8条 （略）

第9条 施行、改定等

1. 本規定は、2022年1月1日より施行する。

2. 本規定の改定は、JAF理事会の議決による。

3. 1996年2月6日施行のモータースポーツ専門部会規定は、1997年12月31日に失効する。